

保護林管理方針書（案）

（27年度に移行または新規設定するもの）

管理方針書

名 称	にゆうだに 入 谷ブナ・ミズナラ・ヒノキ等遺伝資源希少個体群保護林			(福井ー越前計画区)
面 積	54.41ha	設定年月日	昭和62年4月1日	
		変更年月日	平成28年4月1日	
位置及び区域 (森林生態系保護地 域及び生物群集保護 林においては保存地 区、保全利用地区そ れぞれの位置及び区 域)	福井県大野市 入谷国有林 1150へ林小班 23.32ha 1151い林小班 31.09ha			
保護・管理を図るべ き森林生態系、個体 群に関する事項	保護の対象は、ヒノキ、ミズナラ、ブナ、コウヤマキ。保護林設定管理要領第4の3の(2)のエ. 遺伝資源の保護を目的とする個体群に該当。 保護林内の斜面中・下部には、保護対象樹種であるブナ・ミズナラが優占する落葉広葉樹林が広がり、尾根付近にはヒノキが優占する中、コウヤマキ、キタゴヨウ、サワラ等の針葉樹と、ブナ、ミズナラ等が混生している。斜面中・下部の下層植生には落葉広葉樹が多く生育し、尾根付近では常緑樹も混生する。			
保護・管理及び 利用に関する事項	遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保護対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために、最小限の施業を行う。 保護林において行うことの出来る伐採は、原則として保護対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。台風等の自然現象により発生した無立木区域における更新の他、保護対象樹種の存続のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。 ただし、保護対象樹種の存続のために必要と認められる場合は更新補助作業を行う。なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養成した苗木により行う。また、病虫獣害による被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。必要に応じて標識を設置する。			
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5年			
法令等に基づく指定 概況	水源かん養保安林			
その他留意事項	21、26年度保護林モニタリング調査実施。23.4.1保護林拡充(1151い林小班)。 28.4.1保護林再編に伴い名称変更(保護林再編以前の名称ー入谷林木遺伝資源保存林)。			

管理方針書

名 称	檜俣ブナ希少個体群保護林 (福井ー越前計画区)		
面 積	162.12ha	設定年月日	平成5年4月1日
		変更年月日	平成28年4月1日
位置及び区域 (森林生態系保護地 域及び生物群集保護 林においては保存地 区、保全利用地区そ れぞれの位置及び区 域)	福井県池田町 冠山国有林 1033ろ林小班 66.41ha 1034い林小班 57.56ha 1034ろ林小班 38.15ha		
保護・管理を図るべ き森林生態系、個体 群に関する事項	保護の対象はブナ。保護林設定管理要領第4の3の(2)のア.希少化している個体群に該当。 ブナを主体とした林分でミズナラやミズキ等が見られ、リョウブ、ネジキ、マルバマンサク、コハウチワカエデなど の木本類やチシマザサをはじめとしたクロモジ、オオカメノキ、アクシバなどの植物が生育する。 保護対象樹種であるブナは各所で健全に生育しており、実生・稚樹の発生も確認された。 ニホンジカによる影響も確認されなかった。		
保護・管理及び 利用に関する事項	原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。 病虫獣害による被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合には対策を講じる。 必要に応じて標識を設置する。		
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5年		
法令等に基づく指定 概況	水源かん養保安林、福井県自然環境保全地域特別地区、鳥獣保護区、カモシカ保護地域		
その他留意事項	21、26年度保護林モニタリング調査実施。 28.4.1保護林再編に伴い名称変更(保護林再編以前の名称ー檜俣ブナ植物群落保護林)。		

管理方針書

名 称	経ヶ岳イヌワシ希少個体群保護林 (福井ー越前計画区)		
面 積	79.28ha	設定年月日	平成5年4月1日
		変更年月日	平成28年4月1日
位置及び区域 (森林生態系保護地 域及び生物群集保護 林においては保存地 区、保全利用地区そ れぞれの位置及び区 域)	福井県大野市 経ヶ岳国有林 1002い林小班 16.91ha 1002ろ林小班 16.97ha 1002は林小班 42.72ha 1002に林小班 2.68ha		
保護・管理を図るべ き森林生態系、個体 群に関する事項	保護の対象はイヌワシ。保護林設定管理要領第4の3の(2)のア。希少化している個体群に該当。 ブナを主体とした林分でミズナラやミズキ等が見られ、下層にはハウチワカエデやリュウブなどの低木類や林床はチ シマザサをはじめ、ブナ林に多く見られる木本・草本類が生育する。林分構成種であるブナは健全に生育しており、実 生・稚樹も確認された。 また、イヌワシの餌となる多様な鳥類・哺乳類の生息が確認されたことから設定当時と変わらず良好な状態が保たれ ている。		
保護・管理及び 利用に関する事項	原則として人手を加えず自然の推移に委ねた保護管理を行うことを基本とし、イヌワシの営巣地として適した環境を 維持するため、イヌワシの生態に詳しい研究者等の意見を踏まえた調査・管理を行う。 必要に応じて標識を設置する。		
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5年		
法令等に基づく指定 概況	水源かん養保安林、奥越高原県立自然公園第3種特別地域、鳥獣保護区 レッドデータブック絶滅危惧IB		
その他留意事項	21、26年度保護林モニタリング調査実施。 28.4.1保護林再編に伴い名称変更(保護林再編以前の名称ー経ヶ岳大型鳥類生息地保護林)。		

管理方針書

名 称	夜叉ヶ池ヤシャゲンゴロウ希少個体群保護林			(福井-越前計画区)
面 積	16.00ha	設定年月日	平成4年4月1日	
		変更年月日	平成28年4月1日	
位置及び区域 (森林生態系保護地 域及び生物群集保護 林においては保存地 区、保全利用地区そ れぞれの位置及び区 域)	福井県南越前町 岩屋国有林 242は林小班 10.84ha 243ほ林小班 4.75ha 243イ林小班 0.41ha			
保護・管理を図るべ き森林生態系、個体 群に関する事項	保護の対象はヤシャゲンゴロウ。保護林設定管理要領第4の3の(2)のア.希少化している個体群に該当。ブナを主体とした林分で、下層はチシマザサをはじめ、ナナカマドやリュウブなどの多くの低木類が生育する植生であった。また、全体として雪圧の影響が見られ、保護林西側では風雪により一部ブナの低木群落となっている。林分構成種であるブナは健全に生育しており、実生・稚樹も確認された。ニホンジカによる食害は現時点では軽微であるが、今後とも食害の状況について経過観察が必要である。保護対象種であるヤシャゲンゴロウは、目視により多数の生息が確認された。			
保護・管理及び 利用に関する事項	原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。 ニホンジカによる被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合は必要な対策を講じる。 適宜巡視を行って保護対象の水生昆虫の不法採取がないよう対策を講じ、水生昆虫の繁殖を図る。 必要に応じて標識を設置する。			
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5年			
法令等に基づく指定 概況	水源かん養保安林、保健保安林、カモシカ保護地域 (保護増殖事業計画あり)			
その他留意事項	21、26年度保護林モニタリング調査実施。 28.4.1保護林再編に伴い名称変更(保護林再編以前の名称-夜叉ヶ池水生昆虫生息地保護林)。			

管理方針書

名 称	池郷生物群集保護林 (奈良－北山・十津川計画区)		
面 積	702.92ha	設定年月日	平成26年4月1日
		変更年月日	平成28年4月1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	奈良県吉野郡下北山村 池郷国有林 1028林班ほか(別紙1)		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>全体として、高標高部はブナを主体とした落葉広葉樹林でミズナラやウラジロモミなどが混生、林床はミヤコザサが広がる。また、池郷川及びその支流の周辺ではミズメヤキハダ、オニグルミ等が見られ、中腹はモミヤツガなどを主体とした針葉樹林が広がり、標高が低い場所ではアカガシやウラジロガシなどを主体とした常緑広葉樹林が広がる植生である。</p> <p>保護対象種である紀伊半島を特徴づける希少な野生動植物は、^{そはやき}襲速紀要素の植物であるヒコサンヒメシヤラやツクシヤクナゲ、紀伊半島の郷土種であるルリセンチコガネなど多様な紀伊半島の動植物が確認されている。(詳細は別紙2のとおり)</p>		
保護・管理及び利用に関する事項	詳細は別紙3のとおり。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	5年		
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、保健保安林、吉野熊野国立公園第1種特別地域及び普通地域、カモシカ保護地域、大台ヶ原・大峰山ユネスコエコパーク緩衝地域(詳細は別紙1のとおり)。		
その他留意事項	26.4.1池郷森林生物遺伝資源保存林設定。 28.4.1保護林再編に伴い名称変更(保護林再編以前の名称－池郷森林生物遺伝資源保存林)。		

林 小 班	面 積	法 指 定 等
1028い	24.88	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園普通地域、カモシカ保護地域、ユネスコエコパーク緩衝地域
1028(い以外)	28.95	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域、カモシカ保護地域、ユネスコエコパーク緩衝地域
1029ろ	18.80	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域、カモシカ保護地域、ユネスコエコパーク緩衝地域
1029(ろ以外)	48.83	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園普通地域、カモシカ保護地域、ユネスコエコパーク緩衝地域
1030ろ	6.52	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域、カモシカ保護地域、ユネスコエコパーク緩衝地域
1030(ろ以外)	83.17	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園普通地域、カモシカ保護地域、ユネスコエコパーク緩衝地域
1031ろ	12.39	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域、カモシカ保護地域、ユネスコエコパーク緩衝地域
1031(ろ以外)	64.69	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園普通地域、カモシカ保護地域、ユネスコエコパーク緩衝地域
1032ろ、は	14.08	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域、カモシカ保護地域、ユネスコエコパーク緩衝地域
1031(ろ、は以外)	72.94	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園普通地域、カモシカ保護地域、ユネスコエコパーク緩衝地域
1039い	0.82	水源かん養保安林、国立公園第1種特別地域、カモシカ保護地域、ユネスコエコパーク緩衝地域
1040に、ほ、へ、と	17.24	水源かん養保安林、国立公園第1種特別地域、カモシカ保護地域、ユネスコエコパーク緩衝地域
1041ろ	0.27	水源かん養保安林、国立公園第1種特別地域、カモシカ保護地域、ユネスコエコパーク緩衝地域
1044は	0.55	水源かん養保安林、国立公園第1種特別地域、カモシカ保護地域、ユネスコエコパーク緩衝地域
1045ろ	12.80	水源かん養保安林、国立公園第1種特別地域、カモシカ保護地域、ユネスコエコパーク緩衝地域
1045に	15.65	水源かん養保安林、国立公園普通地域、カモシカ保護地域、ユネスコエコパーク緩衝地域
1046い	44.57	水源かん養保安林、国立公園普通地域、カモシカ保護地域、ユネスコエコパーク緩衝地域

林 小 班	面 積	法 指 定 等
1046ろ	8.37	水源かん養保安林、国立公園第1種特別地域、カモシカ保護地域、ユネスコエコパーク緩衝地域
1047い、ろ	104.20	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園普通地域、カモシカ保護地域、ユネスコエコパーク緩衝地域
1047は、に	29.60	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域、カモシカ保護地域、ユネスコエコパーク緩衝地域
1048い、ろ、は	76.86	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園普通地域、カモシカ保護地域、ユネスコエコパーク緩衝地域
1048に、ほ、へ	16.74	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園普通地域、カモシカ保護地域、ユネスコエコパーク緩衝地域
合 計	702.92	

池郷生物群集保護林の保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項

1 池郷生物群集保護林の位置及び面積

(1) 位置

池郷生物群集保護林(以下「保護林」という。)は、三重県熊野市から北西に約 26km内陸に入った、大峰山脈の石楠花岳から転法輪岳にかけての南部の山々が連なる主稜線の東側に位置し、奈良県吉野郡下北山村の北山川支流池郷川上流部にあたる池郷国有林に所在する。

保護林は熊野灘に近く温暖な地域に入るが、標高が 600～1500m と比較的標高の高い山が連なるため冬には積雪が多く、夏でも気温が低いときがある。また、年間降水量が約 3500mmにもなり日本有数の多雨地帯に含まれる。

(2) 面積

保護林は、池郷国有林の北東側に位置し、大峰山脈の石楠花岳(1472m)、天狗山(1537.1m)、地蔵岳(1466.2m)が連なる稜線から池郷川上流部の谷部(630m)にかけての東側斜面と谷部から黒谷峠(1333.6m)の稜線までの西側斜面を含み、面積は 702.92haとなり、池郷国有林全体(総面積 1,806.40ha)のおよそ 40%を占める。

区域設定に当たっては、冷温帯の落葉広葉樹林を代表するブナ林が広く見られ、紀伊半島を特徴づける希少な野生動植物が生息・生育し、自然状態が十分保存された天然林を主体とする森林で面的なまとまりをもって区画した。

2 特に重点的に遺伝資源の保存を図る必要がある生物

本地域は、日本有数の多雨地帯に含まれ、複雑な地質構造と雨による浸食が生み出す急峻な谷や尾根は容易に近づき難い地形を作り出している。周辺の多くがスギ・ヒノキの人工林となっているなかで、主に冷温帯の落葉広葉樹林を代表するブナ林が広くみられ、この地域を特徴づける自然植生植生のシラキーブナ群集が優占している。

野生動植物の種類も多く、紀伊半島の暖温帯上部から冷温帯下部の湿潤な気候を特徴づけるトサノミツバツツジ、ハガクレツリフネ、ヤハズアジサイ、ズイナ等が生育しているほか、ツキノワグマやカモシカ、ニホンジカなどの主要な哺乳類、クマタカ、コマドリ、ナガレヒキガエル、オオダイガハラサンショウウオ、ムカシトンボ、ルリセンチコガネ等の紀伊半島の自然を代表する動物が多数生息している。希少な野生動植物も多く確認されており、豊かな自然生態系が残っていることを裏づけている。

以下、保存する主な種を例として挙げるが、ここに挙げていない種であっても、将来の遺伝資源保存のために種の多様性を保持しつつ生態系を維持する観点から、全体としての保存を図ることとする。

(1) 植物相

森林植生は、標高 800m以下は暖帯域となっており、アカガシ、ウラジロガシなどの常緑樹にしばしばモミやツガを交える暖帯林がみられ、特に北向き斜面ではモミやツガの常緑針葉樹が多く混交している。また、やや標高の高い溪流沿いでは、サワグルミ、ケヤキ、トチノキ、シオジなどが溪畔林を形成している。標高 800～1500mの冷温帯域にはブナ、ミズナラ、カエデ類を主とする落葉広葉樹林が分布し、ウラジロモミ、ヒメシャラ、コハクウンボクなどがみ

られる。

ア シラキーブナ群集

本地域での代表的な群落であり、ブナ林にモミ、ツガ、ミズナラ、ヒメシャラを伴う。林床には通常スズダケが優占する。

保存する主な種

- モミ、ツガ、ミズメ、イヌシデ、アカシデ、ブナ、ミズナラ、アカガシ、ホオノキ、タムシバ、タブノキ、カナクギノキ、ヒコサンヒメシャラ、ヒメシャラ、サカキ、ヒサカキ、ヤマザクラ、シラキ、コハウチワカエデ、コミネカエデ、アワブキ、ハリギリ、リョウブ、タンナサワフタギ、アオダモ
- アスナロ、シキミ、カマツカ、フウリンウメモドキ、アオハダ、トサノミツバツツジ、コバノミツバツツジ、ツクシジャクナゲ、アセビ、コハクウンボク、オオカメノキ、スズダケ
- ヤマソテツ、シシガシラ、シノブカグマ、オシダ、サカゲイノデ、ミヤマシキミ、ツタウルシ

イ ウラジロモミブナ群集

本地域では、石楠花岳、天狗山、奥守岳を繋ぐ稜線沿いに分布している。ウラジロモミのほか、ミズナラ、オオイタヤメイゲツを伴う。林床はササ類で覆われることが多く、標高 1500m以上にはミヤコザサ、1500m以下にはスズダケが優占する。

保存する主な種

- モミ、ウラジロモミ、ツガ、ミズメ、クマシデ、アカシデ、ブナ、ミズナラ、アカガシ、ホオノキ、シキミ、ツルアジサイ、ヤマザクラ、コハウチワカエデ、オオイタヤメイゲツ、コミネカエデ、シナノキ、ミズキ、エゴノキ、タンナサワフタギ、アオダモ
- カマツカ、フウリンウメモドキ、リョウブ、カイナサンサラサドウダン、アセビ、オオカメノキ
- マンネンスギ、ホソバトウゲシバ、コバノイシカグマ、イワヒメワラビ、シシガシラ、シノブカグマ、コバノカナワラビ、ノキシノブ、ミヤマノキシノブ、イワガラミ、コアジサイ、ウツギ、ナガバモミジイチゴ、バライチゴ、ナナカマド、ミヤマシキミ、ツタウルシ、テイカカズラ、スズダケ、ミヤコザサ、チヂミザサ、ヤマカモジグサ、ヤマジノホトトギス、チゴユリ、サルトリイバラ、イトスゲ、コ克蘭、ミヤマハコベ、サワオトギリ、アオベンケイ、ヒメミヤマスマレ、タチツボスマレ、ヒメチドメ、コナスビ、キッコウハグマ

ウ コカンスゲーツガ群集

本地域では、シラキーブナ群集の中の主に尾根部を中心として点在している。高木層はモミ、ツガにブナやアカシデなどのシデ類が混生する。林床には

ミヤマシキミ、スズダケなどが生育する。

保存する主な種

- ・モミ、ツガ、ミズメ、イヌシデ、アカシデ、ブナ、ミズナラ、ホオノキ、タムシバ、ヒコサンヒメシャラ、ヒメシャラ、ヤマザクラ、アズキナシ、オオモミジ、コハウチワカエデ、オオイタヤメイゲツ、イタヤカエデ、ミズキ、リョウブ、エゴノキ、コハクウンボク、タンナサワフタギ、アオダモ
- ・シキミ、クロモジ、コアジサイ、ソヨゴ、アオハダ、タラノキ、コシアブラ、コバノミツバツツジ、ホンシャクナゲ、カインアンサラサドウダン、アセビ、ウスノキ、スズダケ
- ・トウゲシバ、キジノオシダ、シシガシラ、シノブカグマ、リョウメンシダ、ハリガネワラビ、イワガラミ、ユキノシタ、ホウロクイチゴ、ミヤマシキミ、ツタウルシ、イヌツゲ、アクシバ、ヤマジノホトトギス、チゴユリ、コカンスゲ、タチツボスミレ、イワウチワ、ツルリンドウ、ヤマハッカ、キッコウハグマ

エ ツクシシャクナゲーヒノキ群集

本地域では、一部の急峻な尾根地形に小面積で分布している。高木層でヒノキ、ツガが優占するほか、ゴヨウマツ、ウラジロモミ、ブナ、リョウブ、ヤマグルマなどが混生する。低木層でコミネカエデ、ツクシシャクナゲなどが生育する。

保存する主な種

- ・ゴヨウマツ、ウラジロモミ、ハリモミ、ツガ、コウヤマキ、ヒノキ、ブナ、ヤマグルマ、リョウブ
- ・マンサク、ナナカマド、ツタウルシ、コミネカエデ、シロヤシオ、ツクシシャクナゲ、カインアンサラサドウダン、ヤマシグレ
- ・トウゲシバ、シシガシラ、シノブカグマ

オ その他(代償植生ほか)

本地域の南東部には、ブナクラス域代償植生であるブナ-ミズナラ群落、シデ類が優占するアカシデ-イヌシデ群落が分布している。本地域の最南端にはヤブツバキクラス域のシイ・カシ二次林が分布している。

保存する主な種

- ・アカマツ、ゴヨウマツ、モミ、ツガ、スギ、ヒノキ、オニグルミ、サワグルミ、ヤマナラシ、ヤシヤブシ、ミズメ、サワシバ、クマシデ、イヌシデ、アカシデ、ブナ、ミズナラ、アカガシ、ツクバネガシ、ウラジログシ、シラカシ、クリ、ツブラジイ、ケヤキ、ホオノキ、タムシバ、シキミ、タブノキ、ヤマグルマ、ヤブツバキ、ヒコサンヒメシャラ、ヒメシャラ、サカキ、ヤマザクラ、ナナカマド、シラキ、コハウチワカエデ、オオイタヤメイゲツ、ハウチワカエデ、コミネカエデ、チドリノキ、トチノキ、ソヨゴ、モチノキ、アオハダ、ミズキ、コシアブラ、タカノツメ、ハリギリ、リョウブ、シロヤシオ、トサノミツバツツジ、ネジキ、エゴノキ、コハクウンボク、シオジ、アオダモ、ヒイラギ

・コウヤマキ、ウバメガシ、ヤブニッケイ、イヌガシ、ズイナ、ツルアジサイ、ヤハズアジサイ、カマツカ、イロハモミジ、イヌツゲ、ツリガネツツジ、ツクシシャクナゲ、アセビ、アサガラ、タンナサワフタギ、ムラサキシキブ、スズダケ、サルトリイバラ
・トウゲシバ、キジノオシダ、ヤマソテツ、コバノイシカグマ、イノモトソウ、シシガシラ、ノキシノブ、クロモジ、ヒサカキ、イワガラミ、コガクウツギ、ナガバモミジイチゴ、ミヤマシキミ、イタヤカエデ、タラノキ、ヤマツツジ、ヤブコウジ、テイカカズラ、ジャノヒゲ、ヤマジノホトトギス、チゴユリ、ミヤマカンスゲ、ノヤマトンボ、ミヤマウズラ、ハガクレツリフネ、シハイスミレ、タチツボスミレ、ヒメイワカガミ、イワウチワ、ツルリンドウ、キッコウハグマ

注:群落の分類体系は、「第 6・第 7回自然環境保全基礎調査(植生調査)現存植生図」(2006年環境省)に基づく

(2) 動物相

ア 哺乳類

特別天然記念物であるニホンカモシカのほか、ツキノワグマ、ニホンザルなどの大型哺乳類、また、ウサギコウモリ、キクガシラコウモリなどのコウモリ類が生息している。

保存する主な種

ニホンザル、ニホンジカ、ニホンカモシカ、ニホンイノシシ、ツキノワグマ、ホンドギツネ、ホンドタヌキ、ホンドテン、ニホンアナグマ、ホンドイタチ、ノウサギ、ムササビ、ニホンモモンガ、ヤマネ、ヤチネズミ、ウサギコウモリ、キクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ

イ 鳥類

奈良県鳥であるコマドリやコノハズク、メボソムシクイ、オオルリ、コルリ等の夏鳥、アオバト、アオゲラ、ヒガラ、コガラ等の留鳥、その他合わせて

60種類以上が生息している。

保存する主な種

ヤマドリ、オシドリ、アオバト、ゴイサギ、ツツドリ、ジュウイチ、オオタカ、イヌワシ、クマタカ、コノハズク、フクロウ、アカシヨウビン、ヤマセミ、ブッポウソウ、オオアカゲラ、アカゲラ、アオゲラ、ハヤブサ、サンコウチョウ、ヒガラ、コガラ、エゾムシクイ、センダイムシクイ、メボソムシクイ、ゴジュウカラ、カワガラス、コマドリ、オオルリ、コルリ、サメビタキ、クロツグミ、トラツグミ、カヤクグリ、ビンズイ、イカル、アオジ、クロジ

ウ 爬虫類・両生類

山地上流域にはナガレヒキガエルやナガレタゴガエル、固有種のオオダイガハラサンショウウオなどが生息している。

保存する主な種

アズマヒキガエル、ナガレヒキガエル、ナガレタゴガエル、タゴガエル、オオダイガハラサンショウウオ、ニホンイシガメ、アオダイショウ、ヤマカガシ、ニホンマムシ、ニホンイモリ

エ 魚類

熊野川水系流域は元来純淡水魚の魚類相に乏しい地域であるが、オイカワ、カワムツ、ウグイ、アユ、アマゴなどが生息している。

保存する主な種

オイカワ、カワムツ、アブラハヤ、ウグイ、ギギ、アユ、アマゴ

オ 昆虫類

生きた化石と呼ばれるムカシトンボ、海を渡るアサギマダラ、獣糞を食べるルリセンチコガネなどが代表的である。

保存する主な種

ムスジイトトンボ、ムカシトンボ、ルリボシヤンマ、サラサヤンマ、ヒメサナエ、コサナエ、ハネビロエゾトンボ、キトンボ、ミヤマアカネ、ネキトンボ、エゾハルゼミ、プライヤシリアゲ、クロツツトビケラ、アサギマダラ、ジャコウアゲハ本土亜種、ミセンメクラチビゴミムシ、ヤマトモンシデムシ、クロボシヒラタシデムシ、ルリセンチコガネ、フタモンマルケシキスイ、キマワリ、ニッポンモモブトコバネカミキリ

カ 陸産貝類

保存する主な種

ヤマタニシ、ヤマクルマガイ、コベルトゴマガイ、ベニゴマガイ、カギヒダギセル、キイツムガタギセル、ツムガタギセル、ウスベニギセル、ツノイロヒメベッコウ、アナナシマイマイ、ツヤママイマイ、ヒラマイマイ、フチマルオオベソマイマイ、クチベニマイマイ、ギューリキマイマイ

キ その他

保存する主な種

シーボルトミミズ

池郷生物群集保護林の保護・管理及び利用に関する事項

1 管理に関する事項

保全管理は、国有林野事業における森林保全管理業務について定められている「森林保全管理業務実施要領」(52林野管第142号、林野庁長官通達)に基づくほか、次によることとする。

- (1) 近畿中国森林管理局長(以下「森林管理局長」という。)は、保護林の巡視等を通じて、常に保護林の状況を適切に把握するものとする。
- (2) 保護林内は、原則として自然の推移に委ねることとする。
ただし、2の「利用に関する事項」に記した調査・研究のほか、次に掲げる行為については、必要に応じ行うことができるものとする。
この場合、森林管理局長は、必要に応じ関係する森林総合研究所、林木育種センター等の意見を求めることとする。
 - ア 遺伝資源の維持確保を図る観点からの森林施業及び病虫害獣害対策
 - イ 災害防止・復旧のための措置として行う次の行為
 - (ア) 山火事の消火等
 - (イ) 林地の崩壊等により、下流域への影響が認められる場合の防止・復旧措置
 - ウ 保護林の機能の維持に配慮した治山事業
 - エ 標識類の設置等
 - オ その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(3) ニホンジカの取扱い

現時点でニホンジカによる剥皮被害や林床植生への被害がみられる林分では、その状況を継続調査するとともに、今後の推移を観察していくこととし、ニホンジカ被害が顕著になってきた場合は、被害対策として樹木への剥皮防止用ネット巻きや防護柵設置等の被害対策を検討する。

(4) その他

- ア 保護林に対する外部の環境変化の影響を緩和するために、外接する国有林の取り扱い、機能類型に応じた適切な施業を実施するものとする。
- イ 保護林の適正な管理のためには、地元住民や登山者等の理解と協力が不可欠であり、このため普及啓発活動を行う等保護林設定の趣旨の徹底を図る。

2 利用に関する事項

保護林における遺伝、育種に係る調査・研究のほか、森林生態学等広範な分野の学術的な調査・研究等のため、保護林の機能を損なわない範囲内で保護林の利用ができるものとする。

なお、利用に当たっての手続き等は、次によることとする。

- (1) 研究者等が調査・研究のための試料の採取等を行おうとする場合、あらかじめ森林管理局長に許可を得ることとする。
- (2) 森林管理局長は、研究者等から利用の申請があった場合には、その内容を審査し、特段の問題がない場合にはこれを許可することとする。

審査に当たって、必要に応じ関係する森林総合研究所、林木育種センター等の意見を求めることとする。

(3) 次に該当する場合は、許可しないものとする。

ア 堅固な施設の設置等現状回復が困難な行為が予想される場合。

イ その他調査・研究の計画からみて、生物群集の保護に支障を及ぼすおそれが見込まれる場合。

3 管理・利用に関して調査・研究すべき事項

森林管理局長は、保護林の適切な管理・利用を図るため、森林総合研究所、林木育種センター等と連携を図りつつ、生物群集の状況把握等に関する調査・研究の実施及び当該地域の各種情報の整備に努めることとする。

なお、保護林は、地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的としていることから、まず第一に、良好な森林生態系を維持保存するため、現況の把握及び経過の観察に努めることとするが、将来的には、地域的又は個体的にみて貴重で特色のある生物の生態メカニズムや植物と動物との関連性、自然状態での生物の遺伝変異等の解明及び遺伝資源の利用等のテーマに取り組むことが重要であるため、このような学術研究の場として利用に供することとする。

林 小 班	面 積	法 指 定 等
●●●●	●●●●	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
●●●●	●●●●	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
●●●●	●●●●	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
●●●●	●●●●	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第3種特別地域、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
●●●●	●●●●	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
●●●●	●●●●	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
●●●●	●●●●	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第3種特別地域、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
●●●●	●●●●	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第3種特別地域、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
●●●●	●●●●	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第3種特別地域、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
●●●●	●●●●	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
●●●●	●●●●	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第3種特別地域、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
●●●●	●●●●	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
●●●●	●●●●	水源かん養保安林、保健保安林、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
●●●●	●●●●	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第3種特別地域、鳥獣保護区、カモシカ保護地域
合 計	147.30	

管理方針書

名 称	西ノ河モミ・ツガ遺伝資源希少個体群保護林 (和歌山一紀中計画区)		
面 積	44.53ha	設定年月日	昭和63年4月1日
		変更年月日	平成28年4月1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	和歌山県日高川町 西ノ河国有林 37へ林小班 25.70ha 40ろ林小班 12.67ha 40と林小班 6.16ha		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>保護の対象は、モミ、ツガ。保護林設定管理要領第4の3の(2)のエ. 遺伝資源の保護を目的とする個体群に該当。モミとツガが優占し、アカガシ、ウラジログシ等のカシ類や、アカシデ、イヌシデ等落葉広葉樹が混生または優占する。亜高木層以下にはシキミ、アセビ等の常緑植物やヒメシャラが多く生育する。ニホンジカによる影響は下層植生への採食圧が確認され、枯れたスズタケが点在している。</p> <p>平成25年度に設置したシカ防護柵内の植生調査結果では、大きな変化は見られなかったものの、柵外では見られなかった植物が確認できた。</p>		
保護・管理及び利用に関する事項	<p>遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保護対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために、最小限の施業を行う。保護林において行うことの出来る伐採は、原則として保護対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。</p> <p>台風等の自然現象により発生した無立木区域における更新の他、保護対象樹種の存続のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。ただし、保護対象樹種の存続のために必要と認められる場合は更新補助作業を行う。</p> <p>なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養成した苗木により行う。また、病虫獣害による被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。必要に応じて標識を設置する。</p>		
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5年		
法令等に基づく指定 概況	水源かん養保安林、和歌山県自然環境保全地域特別地区、鳥獣保護区		
その他留意事項	21、26年度保護林モニタリング調査実施。25年度パッチディフェンス2カ所設置。 28.4.1保護林再編に伴い名称変更 (保護林再編以前の名称-西ノ河林木遺伝資源保存林)。		

管理方針書

名 称	西ノ河ツガ・ブナ希少個体群保護林 (和歌山ー紀中計画区)		
面 積	19.25ha	設定年月日	平成5年4月1日
		変更年月日	平成28年4月1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	和歌山県日高川町 西ノ河国有林 38ち林小班 16.32ha 41り林小班 2.93ha		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>保護の対象は、ツガ、ブナ。保護林設定管理要領第4の3の(2)のア.希少化している個体群に該当。ツガを主体とした林分で、斜面上部は高木層にブナなどの落葉広葉樹、中部から下部はモミやウラジロガシが混生する。下層にはシキミやアセビといったシカの忌避植物が多く見られ、そのほかヒメシヤラなどが生育する。保護対象樹種であるツガ、ブナは各所で健全に生育しており、実生の発生は確認されるが、稚樹・幼樹の生育は確認されなかった。ニホンジカによる植生への影響が見られるため、今後植生の変化に注意して継続観察する必要がある。</p>		
保護・管理及び利用に関する事項	<p>原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。 保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け、植え込み、刈出し、除伐等の作業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び当該保護林に隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。 下層植生に対するニホンジカによる恒常的な食圧を排除するための方策を講じ、後継樹の育成を含めた下層植生の回復を図る施業を実施する。 必要に応じて標識を設置する。</p>		
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5年		
法令等に基づく指定 概況	水源かん養保安林、和歌山県自然環境保全地域特別地区、鳥獣保護区		
その他留意事項	<p>21、26年度保護林モニタリング調査実施。 25年度パッチディフェンス2カ所設置。 28.4.1保護林再編に伴い名称変更(保護林再編以前の名称ー西ノ河ツガ・ブナ植物群落保護林)。</p>		

管理方針書

名 称	末光山ケヤキ・イヌシデ・コナラ等遺伝資源希少個体群保護林 (岡山－高梁川下流計画区)		
面 積	9. 4 0 h a	設定年月日	平成元年 4 月 1 日
		変更年月日	平成 2 8 年 4 月 1 日
位置及び区域 (森林生態系保護地 域及び生物群集保護 林においては保存地 区、保全利用地区そ れぞれの位置及び区 域)	岡山県新見市 末光山国有林 6 0 6 い林小班 9. 4 0 h a		
保護・管理を図るべ き森林生態系、個体 群に関する事項	<p>保護の対象は、ケヤキ、コナラ、イヌシデ、クマシデ、クリ。保護林設定管理要領第4の3の(2)のエ. 遺伝資源の保護を目的とする個体群に該当。</p> <p>低地にはケヤキが優占し、高木層にはシデ類、コナラ、アベマキが混生し、亜高木層にはイロハモミジ、アワブキ等が生育する。低木層にはコクサギ、コガクウツギ等の落葉樹、アセビ等の常緑樹、イヌガヤ、カヤ等の針葉樹が生育する。尾根沿いの高地には、アベマキ-コナラ林がひろがり、低木層にはアセビやヤマコウバシ、リョウブ等が生育し、草本層にはミヤコザサが密生している。</p>		
保護・管理及び 利用に関する事項	<p>遺伝的多様性を損なわないことを基本として、保護対象樹種の安定的・恒久的な存続を図るために最小限の施業を行う。</p> <p>保護林において行うことの出来る伐採は、原則として保護対象樹種の存続のために必要な伐採に限る。台風等の自然現象により発生した無立木区域における更新の他、保護対象樹種の存続のために伐採を行った後の更新は、天然更新を基本とする。ただし、保護対象樹種の存続のために必要と認められる場合は更新補助作業を行う。なお、更新補助作業に用いる種子、苗木は当該保護林から採取した種子、またはその種子から養成した苗木により行う。</p> <p>また、病虫獣害による被害が林分の健全性に影響を及ぼしていると判断された場合及び林分の健全性に影響を与えることが懸念される場合には必要な対策を講じる。</p> <p>必要に応じて標識を設置する。</p>		
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5年		
法令等に基づく指定 概況	土砂崩壊防備保安林		
その他留意事項	<p>21、26年度保護林モニタリング調査実施。</p> <p>27. 4. 1保護対象樹種のうちシデをイヌシデ、クマシデに変更するとともに、クヌギを削除。</p> <p>28. 4. 1保護林再編に伴い名称変更 (保護林再編以前の名称－末光山林木遺伝資源保存林)。</p>		

管理方針書

名 称	天王山ヒメボタル希少個体群保護林 (岡山－高梁川下流計画区)		
面 積	8. 7 5 h a	設定年月日	平成7年4月1日
		変更年月日	平成28年4月1日
位置及び区域 (森林生態系保護地 域及び生物群集保護 林においては保存地 区、保全利用地区そ れぞれの位置及び区 域)	岡山県新見市 天王山国有林 609は林小班 0. 6 5 h a 609り林小班 8. 1 0 h a		
保護・管理を図るべ き森林生態系、個体 群に関する事項	保護の対象はヒメボタル。保護林設定管理要領第4の3の(2)のア. 希少化している個体群に該当。 スギ、ヒノキやアカマツなど針葉樹林を主体とした林分で、下層はミヤコザサをはじめ、ヤブムラサキやコアジサイ など低木類が生育する。 保護対象種であるヒメボタルが多数生息しており、生息環境となる林分も健全に生育している。 ニホンジカによる影響も前回調査時と変わらず確認されなかった。		
保護・管理及び 利用に関する事項	保護対象生物(ヒメボタル)の繁殖又は生息により良い環境を保全・形成するため、現在の生息地(天王八幡神社境内) と同程度の林分を目標に、異樹種・複層の樹冠層からなる森林に誘導することを基本とした施業を実施する。この場合、 保護対象生物の生態に詳しい研究者等の意見を踏まえ実施する。 必要に応じて標識を設置する。		
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5年		
法令等に基づく指定 概況	水源かん養保安林、岡山県天然記念物		
その他留意事項	平成15年 609り林小班 間伐 0.80ha、平成19年度 609り林小班 間伐 0.24ha。 21、26年度保護林モニタリング調査実施。 28.4.1保護林再編に伴い名称変更(保護林再編以前の名称－天王山特定動物生息地保護林)。		

管理方針書

名 称	駒倉ブナ・ミズナラ希少個体群保護林 (京都一由良川計画区)		
面 積	32.07ha	設定年月日	平成28年4月1日
		変更年月日	
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	京都府宮津市 駒倉国有林 1007に林小班 32.07ha		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	保護の対象は、ブナ、ミズナラ。保護林設定管理要領第4の3の(2)のア.希少化している個体群に該当。保護林は標高570m~700m付近にあり、尾根筋を中心に主にブナ、ミズナラで構成する落葉広葉樹林となっている。標高が下がるにつれてクリやアカシデ等も多く生育している。ブナ、ミズナラが各階層で生育し、低木層ではチシマザサが多く生育している。保護林においては、特に病虫獣害等は確認されていない。		
保護・管理及び利用に関する事項	原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要なかつ効果的であると認められる時は、蒔き付け、植え込み、刈出し、除伐等の作業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。必要に応じて標識を設置する。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	5年		
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林		
その他留意事項	保護林に隣接する民有林は京都府自然環境保全地域に指定され、京都府内有数のブナ林が分布している。		

管理方針書

名 称	浅谷ブナ・ミズナラ希少個体群保護林			(京都一由良川計画区)
面 積	28.65ha	設定年月日	平成28年4月1日	
		変更年月日		
位置及び区域 (森林生態系保護地 域及び生物群集保護 林においては保存地 区、保全利用地区そ れぞれの位置及び区 域)	京都府宮津市 浅谷国有林 71い1林小班 10.03ha 71い2林小班 4.84ha 71ろ1林小班 1.94ha 71ろ2林小班 1.34ha 71に1林小班 6.24ha 71に2林小班 2.20ha 71へ1林小班 0.42ha 71へ2林小班 0.61ha 71と林小班 1.03ha			
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	保護の対象は、ブナ、ミズナラ。保護林設定管理要領第4の3の(2)のア.希少化している個体群に該当。 保護林は標高400m～650m付近の急峻な山地にあり、ブナ、ミズナラが主体の落葉広葉樹林となっている。高木層はブナ、ミズナラ、ミズメ、アカシデ等が林冠を構成し、亜高木層はブナ、ミズナラ、コハウチワカエデ等が生育し、低木層では、ブナ、コハウチワカエデ、チシマザサ等が確認され、ハイイヌツゲやヒメアオキなど日本海側多雪地に見られる種も生育している。 保護林においては、特に病虫獣害等は確認されていない。			
保護・管理及び利用に関する事項	原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。 保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められる時は、蒔き付け、植え込み、刈出し、除伐等の作業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び隣接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。 必要に応じて標識を設置する。			
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5年			
法令等に基づく指定 概況	水源かん養保安林			
その他留意事項	保護林に隣接する民有林は京都府自然環境保全地域に指定され、京都府内有数のブナ林が分布している。			

管理方針書

名 称	<small>いりたに</small> 入谷ブナ・ツガ・ウラジロモミ希少個体群保護林 (奈良－北山・十津川計画区)		
面 積	81.03ha	設定年月日	平成28年4月1日
		変更年月日	
位置及び区域 (森林生態系保護地 域及び生物群集保護 林においては保存地 区、保全利用地区そ れぞれの位置及び区 域)	奈良県吉野郡天川村 入谷国有林 85へ林小班 53.93ha 86に林小班 27.10ha		
保護・管理を図るべ き森林生態系、個体 群に関する事項	保護の対象は、ブナ、ツガ、ウラジロモミ。保護林設定管理要領第4の3の(2)のア.希少化している個体群。 保護林は標高1,100～1,500m付近の急峻な山地にあり、主にブナ、ツガ、ウラジロモミで構成される天然生林となっ ている。標高1,400mまでは、ブナ、ツガが多く、標高1,400m以上では、ブナ、ウラジロモミが多く見られる。ブナ、 ツガ、ウラジロモミは高齢木から幼齢木まで幅広く林分を構成している。 保護林内において、シカの糞や剥皮等が多く確認された。		
保護・管理及び 利用に関する事項	原則として人手を加えず、自然の推移に委ねた保護管理を行う。 保護対象樹種の群落が衰退しつつあり、更新補助作業又は保育を行うことが保護に必要かつ効果的であると認められ る時は、蒔き付け、植え込み、刈出し、除伐等の作業を行う。この場合、種子及び苗木については、当該保護林及び隣 接する天然生林から採取した種子、苗木を使用する。 下層植生に対するニホンジカによる恒常的な食圧を排除するための方策を講じ、後継樹の育成を含めた下層植生の回 復を図る施策を実施する。必要に応じて標識を設置する。		
モニタリングの実施 間隔及び留意事項	5年		
法令等に基づく指定 概況	水源かん養保安林、保健保安林、カモシカ保護地域		
その他留意事項			